

議案第 6 2 号

狭山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（イ）中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に、「まで」を「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）まで」に改める。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- （2）当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。